

令和  
7年度  
から!

富加町の皆さんへ!

# 奨学金の返還を 支援します!!

町では、進学意欲と能力を有しながら経済的理由により就学が困難な学生に対し、奨学金を貸与しています。令和7年度から次のように返済の支援を行います。

支援  
対象者

- ①返済計画の返還期間が最長期間である方(※①)
- ②富加町に住所を有している方(※②)
- ③世帯に町税などの滞納がない方

免除申請時に  
これらすべての要件を  
満たす方が対象です!

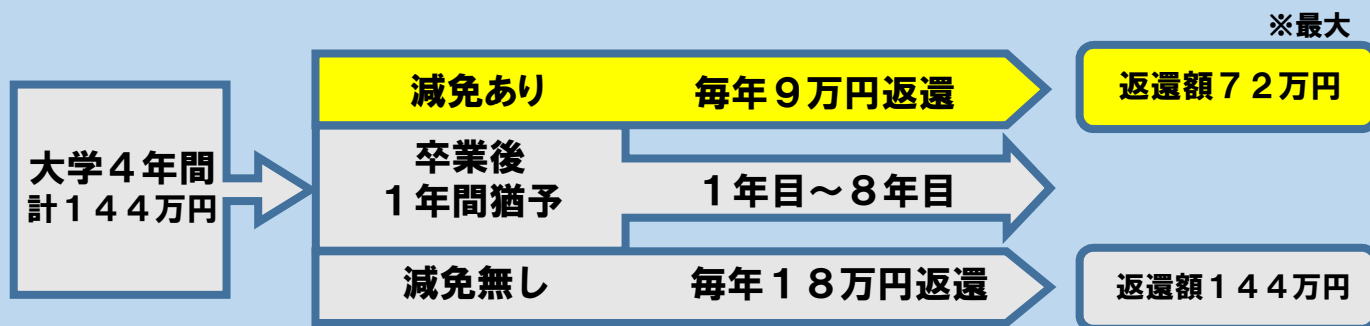
※①貸与を受けた年数×2が最長期間となります。  
(例)貸出年数4年間→返還期間8年間

※②卒業後、町外に住所が有り、その後再び富加町に住所を有することになっても要件を全て満たしていれば対象となります。



## ■支援内容 奨学金返還額の最大 **2分の1** を減免いたします。

(例)大学進学から貸与を受けた場合  
※大学4年間満額貸与(3万円/毎月)計144万円  
144万円を最長期間の8年間で返還



\*詳細につきましては下記問い合わせ先にご相談ください。

富加町  
教育委員会

お問い合わせ

〒501-3392  
岐阜県加茂郡富加町滝田1511番地

tel. 0574-54-2177  
富加町教育課(直通)